

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合格約の一部を改正する規約

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合格約（平成 26 年 11 月 25 日大阪府指令市第 3265 号大阪府知事許可）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪広域環境施設組合格約

第 1 条中「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を「大阪広域環境施設組合」に改める。

第 2 条中「及び松原市」を「、松原市及び守口市」に改める。

第 5 条第 1 項中「20 人」を「22 人」に、「2 人を」を「2 人を、守口市にあっては 2 人を」に改める。

第 9 条第 2 項中「立地状況」を「立地状況及び整備状況」に改める。

別表第 1 中

「

松原市副市長

」

を

「

松原市副市長

守口市副市長

」

に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間におけるこの規約による改正後の大阪広域環境施設組合格約第 3 条、第 9 条及び別表第 2 の規定の適用については、第 3 条中「事務」とあるのは「事務（守口市に関するものを除く。）」と、第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに別表第 2 中「構成団体」とあるのは「構成団

体（守口市を除く。）』とする。